

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第9条第1項の規定により、平成25年度岩手県警察官採用試験（特別募集）を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

1 採用予定人員

区分	試験職種・採用予定人員
	警察官A (男性)
岩手県	20人

2 受験資格 昭和54年4月2日以降に生まれた男子（平成25年4月1日における年齢が34歳未満の者）で大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める者。ただし、日本の国籍を有しない者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者は、受験できない。

3 試験の期日、場所及び方法

(1) 第1次試験

ア 期日 平成25年7月14日(日)

イ 試験地 岩手郡滝沢村

ウ 方法 教養試験及び作文試験を大学卒業の程度において行う。

(ア) 教養試験 警察官として必要な一般の知識及び知能について、多肢選択式による筆記試験を行う。

(イ) 作文試験 警察官としてふさわしい表現力、観察力、課題に対する理解力等を有しているかどうかをみるために作文による筆記試験を行う。

(2) 第2次試験

ア 期日 平成25年9月2日(月)から同月6日(金)までの間で人事委員会が指定する日

イ 試験地 盛岡市

ウ 方法

(ア) 人物試験 適性等をみるために個別面接及び適性検査を行う。

(イ) 身体検査 胸部疾患、血圧、聴力等について、職務遂行能力に必要な健康度を有するかどうかみるために行う。

(ウ) 体力検査 反復横跳び、腕立て腕屈伸、上体起こし及び20メートルシャトルランについて行う。

(エ) 身体計測 次の基準に従い、身長、体重、胸囲等について行う。

a 身長 おおむね160センチメートル以上であること。

b 体重 おおむね47キログラム以上であること。

c 胸囲 おおむね78センチメートル以上であること。

d 視力 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること。

e 色覚 職務執行に支障がないこと。

f その他 職務執行に支障がない身体状態であること。

4 合格者発表

(1) 第1次試験合格者発表 平成25年8月2日(金)

(2) 第2次試験（最終）合格者発表 平成25年9月12日(木)

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による受験申込みの場合

ア 申込方法 申込書に必要事項を記載し、岩手県人事委員会事務局に提出すること。

申込書は、岩手県人事委員会事務局、県庁県民室、盛岡広域振興局経営企画部、県南広域振興局総務部、総務部総務センター、農政部農村整備室並びに土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センター、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部及び経営企画部地域振興センター、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター、岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県名古屋事務所並びに岩手県福岡事務所で配布する。なお、申込書を郵便で請求する場合は、宛名を明記した返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートル程度の大きさで、140円切手を貼付したもの）を同封すること。

イ 受付期間 平成25年5月7日(火)から同月31日(金)まで

(2) インターネットによる受験申込みの場合

ア 申込方法 岩手県公式ホームページにアクセスし、電子申請・届出サービスを使用して申込手続を行うこと。

イ 受付期間 平成25年5月7日(火)から同月24日(金)まで

6 採用の方法等 職員の任用に関する規則に定めるところによる。なお、採用予定日は平成25年10月1日とする。

7 職務の内容及び給与 採用者は、巡査に任命され、警察学校で一定期間の教育訓練を受けた後、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。採用者の給与は、公安職給料表1級19号給（192,300円）の給料のほか、期末手当、勤勉手当等が支給される。

8 その他 詳細については、岩手県人事委員会事務局に問い合わせること。